



中国の共同富裕政策は過大格差の是正が目的 ～政策と実態の両面からの考察

リサーチ & アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス..... 2

中国の共同富裕政策は過大格差の是正が目的～政策と実態の両面からの考察 2

- 2021年8月17日に開催された「中央財經委員会第十次會議」では、「『共同富裕』は社会主義の本質的な要求」と強調され、「第一次分配、第二次分配、第三次分配という基礎的制度を構築する」という措置が提起された。中でも「第三次分配」は注目が集められている。ほぼ同じ時期に、アリババ、テンセント等の大手企業が競うように寄付活動をしたことから、中国政府は「共同富裕」を掲げて民間企業の寄付を強要するのではないかと懸念の声が高まっている。
- 中国政府の政策の歴史とその内容をみれば、中国では「共同富裕」は新たに提出された概念ではなく、所得分配制度改革も「共同富裕」の関連内容の1つであることが分かる。「第三次分配」が所得分配制度の中で補足的な役割として位置づけられているが、企業活動と政府声明を合わせて見ると、「第三次分配」が色濃く映っている。大手民間企業が巨額の寄付をしたことは、政府の呼びかけに答える形に見えるが、あくまでも企業の行為であり、強制的な政策によるものではない。「共同富裕」への取り組みは、以前の粗放的な発展モデルから環境や国民福祉を重視する方向への転換を意味し、これをリスク要因としてとらえるよりも、ビジネス環境の変化として積極的に取り組むことが重要であろう。

プロフェッショナル解説(税務会計) 8

都市維持建設税法の施行に伴う留意点の解説..... 8

- 2020年8月11日、第13回人民代表大会常務委員会第21次會議により「中華人民共和国都市維持建設税法」(以下、「都市維持建設税法」)が可決された。都市維持建設税法は、2021年9月1日より施行され、現行の「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(以下、「暫定条例」)に取って代わった。また、2021年8月末、「財政部・国家税務総局の都市維持建設税の課税標準の確定弁法等事項に関する公告」と「国家税務総局の都市維持建設税の徴収管理関係事項に関する公告」が正式に公布され、都市維持建設税及び教育費付加、地方教育費付加の課税標準と徴収管理等が規定されたことで、一部の未解決となっていた問題を明確にした。今回は公告規定及び現在の徴収管理における実務上の取扱いに基づき、都市維持建設税法の正式施行後における実務上の留意点を簡単に整理し、関連する見解を読者に共有する。

規制動向(2021.10.18～10.22) 12

- I. 中国共産党中央委員会、國務院 カーボンピークアウト、カーボンニュートラルを完全かつ正確に実施するための指導意見 12
- II. 商務部 「第14次5カ年計画期間の外資利用に関する発展計画」の発表に関する通知 12
- III. 国家發展委員会などの部門 エネルギー効率の厳しい制約と、重点産業における省エネルギーと炭素削減の推進に関する意見 13
- IV. 商務部など24部門 「第14次5カ年計画、サービス貿易開発計画」の発表に関する通知 13

三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2021年10月) 14

メインピックス

中国の共同富裕政策は過大格差の是正が目的～政策と実態の両面からの考察

2021年8月17日に開催された「中央財經委員会第十次會議」では、「『共同富裕』は社会主義の本質的な要求」と強調され、「第一次分配、第二次分配、第三次分配という基礎的制度を構築する」という措置が提起された。中でも「第三次分配」は注目が集められている。ほぼ同じ時期に、アリババ、テンセント等の大手企業が競うように寄付活動をしたことから、中国政府は「共同富裕」を掲げて民間企業の寄付を強要するのではないかと懸念の声が高まっている。

中国政府の政策の歴史とその内容をみれば、中国では「共同富裕」は新たに提出された概念ではなく、所得分配制度改革も「共同富裕」の関連内容の1つであることが分かる。「第三次分配」が所得分配制度の中で補足的な役割として位置づけられているが、企業活動と政府声明を合わせて見ると、「第三次分配」が色濃く映っている。大手民間企業が巨額の寄付をしたことは、政府の呼びかけに答える形に見えるが、あくまでも企業の行為であり、強制的な政策によるものではない。

「共同富裕」への取り組みは、以前の粗放的な発展モデルから環境や国民福祉を重視する方向への転換を意味し、これをリスク要因としてとらえるよりも、ビジネス環境の変化として積極的に取り組むことが重要であろう。

I. 共同富裕の歴史と関連措置

「共同富裕」の由来: 南巡講話から「第14次5か年計画」まで

中国の改革開放政策を進めた鄧小平氏は様々な場面で「先富論」を提唱していた。即ち、「豊かになれる者は先に豊かになり、先進した地域が遅れた地域を牽引し、最終的に『共同富裕』に達成する」という政策であった。さらに、1992年の南巡講話では、「社会主義の根本的な目的は最終的に『共同富裕』に達する」と言明した。すなわち、中国は改革開放の初めから、「共同富裕」を最終的な目標として確立していたことが分かる。

【図表1】中国の経済発展段階と五か年計画の歩み



(出所) 公開情報及び「第14次5か年計画」より先行中国調査室作成

結果として、「先富論」の指導に基づき、東南沿岸部と都市部が先に豊かになり、そして、国民平均の生活水準の向上を達成した。中国は高度成長を経て、新たな経済発展段階に入った。「第14次5か年計画」では、2021年～2025年の「十四五」期間は「ゆとりのある社会(小康社会)づくり」の段階から「社会主義現代化を全面的に建設する」段階に移行したと表明している。新たな発展段階では、経済成長率という数値目標ではなく、経済発展の質を重視するようになっている。産業の高度化、技術進歩に加え、民生・福祉に重きを置くことも高品質の経済発展の一環である。

2021年3月に公開された「第14次5か年計画」では、「共同富裕」が6回提起されている。第十四篇の「民生福祉の向上」では公共サービス体系、雇用支援戦略、所得分配構造、社会保障体系などの分野について具体的な政策を説明した。そのうち、「所得分配体制の完備」について、「税収、社会保障、移転支払等の措置の効果と正確性を向上させ、慈善等の『第三次分配』の機能を発揮する。直接税体系の健全化、個人所得税制度の改善、高所得者に対する税収調節と監督管理を強化する。所得分配の秩序の規範化を推進、高すぎる収入を調節し、違法収入への取り締まりを強化し、独占や不当競争による収入を抑制する。個人所得と財産情報システムを構築する。近代的な支払・収入監督管理体系の健全化を推進する」と具体的な政策方針を述べている。この中で慈善は「第三次分配」の一環として言及されている。また、慈善制度の完備について、第十四篇第49章第2節の「社会救助と慈善制度」で、「慈善事業の発展、税制における奨励政策を推進する」と述べられている。そのほか、独占や不当競争に対する取り締まりも所得分配構造改革の内容に組み入れられている。第十四篇の民生福祉以外にも、第六篇の「改革深化」で、民営企業の高品質発展について、「民営企業の合法的経営を推進し、民営企業の社会的責任を履行し、社会公益活動及び慈善事業への参加を奨励する」という内容が見られる。

中国政府が「共同富裕」を強調する目的とは

2021年8月17日に開催された「中央財經委員会第十次会議」(以下、「第十次会議」と略称)では、「共同富裕」に関する記述は政策の立脚点、方向性、重点分野を網羅し、「第14次5か年計画」の内容とほぼ一致した。「『共同富裕』は社会主義の本質的な要求であり、中国式現代化の重要な特徴であり、人民を中心的に考慮する発展思想を堅持し、高品質の発展において『共同富裕』を促進する」と政策の立脚点を明確化した。また、共同富裕の推進方式と取り組み分野について以下の通り記述した。

- ▶「共同富裕」は国民全体の富裕であり、一部の人の富裕ではなく、一律的な「均等主義」でもない。
- ▶段階的な推進方式を堅持し、「共同富裕」の長期性、困難性、複雑性を十分に認識し、各地方は個別の状況に応じた有効な方法を模索しながら、経験を活用し、段階的に推進する。
- ▶効率と公平の関係をバランスよく処理し、「第一次分配」、「第二次分配」、「第三次分配」という基礎的制度を構築し、税収、社会保障や移転支払の効果と的確性を向上させ、中間層の割合を拡大し、低所得層の所得を増加させ、高所得を合理的に調整し、違法所得を取り締まる。
- ▶地域発展の均衡性、業界発展の協調性を向上させ、中小企業の発展を支援する。公共サービスの均等化、養老・医療保障体系、社会セーフティーネット、住宅供給と住宅保障体系を構築する。

「第十次会議」には、「共同富裕」の「長期性、困難性、複雑性」を踏まえ、「段階的に推移」することを強調し、中国政府は政策の漸進性を重視していることが窺われる。また、中央政府は所得分配制度に限らず、中小企業への支援、公共サービスの提供や地域発展の均衡性等様々な分野において「共同富裕」への取り組みにも言及している。すなわち、「共同富裕」は民生福祉と社会経済の持続的発展にかかわる総合的な目標であり、所得分配制度は「共同富裕」への総合的な取り組みの一環でしかない。

「第14次5か年計画」と「第十次会議」の内容を見ると、「十四五」期間で「共同富裕」が以前よりも強調されるようになったのは、新たな経済発展段階に新たな政策目標が必要とされることにある。「共同富裕」の推進は「先富論」の延長線にあり、中国の経済発展はすでに「先進した地域が取り遅れた地域を牽引する」段階に入っており、政策の重点が変化したのである。20年の改革開放を経て、「先に豊になる者」と「遅れをとった者」の間の格差が無視できないほど拡大している。従来の都市部と農村部格差に加え、不動産価格の上昇などで資産保有者の不労所得から不平等感への反感が強まっている。但し、中国の税制、社会保障制度は十分に進んでいるとは言えない。中国社会格差の大きさは経済発展と社会安定にマイナス影響を与えている。

中国政府にとっては、「共同富裕」を強調することで、2点の効果が考えられる。1点目は、社会主義制度の根本的な目標を堅持し、中国政府の政策は「人民のための政策」であることを強調し、政府統制の合理性に有利である。2点目は、格差の是正によって持続的な経済発展を図る。中国は社会主義制度の本質として「共同富裕」を取り上げているが、資本主義制度国家では経済合理性の角度から過大格差の是正が議論さ

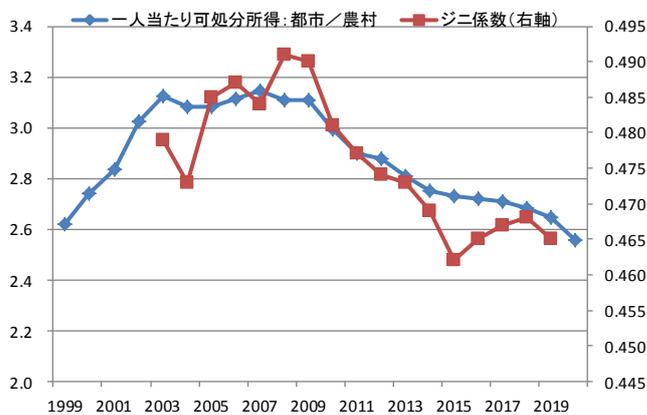
れている。統制の合理性の角度からみると、多党制国家では、社会における公平さや福祉政策に重きを置いている政党もあれば、政府支出の抑制・減税・市場原理を主張する政党もある。言い方が異なっているが、社会主義国家であれ、資本主義国家であれ、格差の過剰な拡大を回避する動機はある。第Ⅱ部分は、主に経済発展の視点から、国際比較を通じて中国の格差水準を紹介する。

Ⅱ. 国際比較の視点で見た中国の格差の水準

所得格差

中国の格差問題を考えることには、農村・都市格差、東南沿岸部・中西部の地域間格差が焦点となっている。「先富論」という指導方針の基で、改革開放政策によって都市部、東南沿岸部は先に豊かになり、都市部一人当たり可処分所得は農村部の3倍以上であったが、2009年以降は格差が縮小し続けている。農村から都市への出稼ぎ労働者の所得は農村部の所得として計算されたため、所得ベースでは農村部と都市部の格差を縮小させた(図表2)。都市と農村の格差縮小の影響を受け、全体のジニ係数は2009年から2015年までに低下していたが、2016年から逆に上昇し始めた。ここから、2015年以降、農村部と都市部の間よりも、都市部内部或いは農村部内部の所得格差の拡大が顕著であることが分かる。

【図表2】中国における所得格差の推移



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

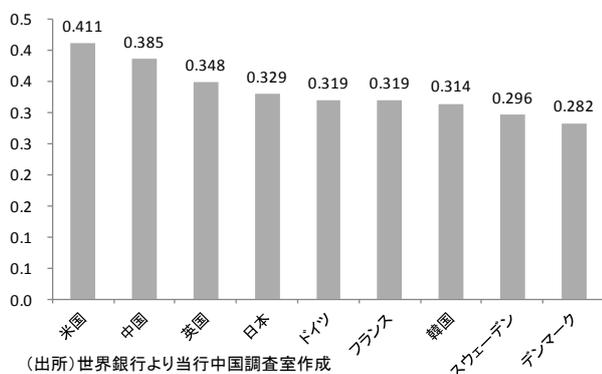
【図表3】ジニ係数の意義

0.5~1	所得格差は大きい
0.4~0.5	所得格差は比較的大きい
0.3~0.4	所得格差は合理水準にある
0.2~0.3	所得格差は比較的小さい
0~0.2	所得格差は小さい

(出所) 公開情報より当行中国調査室作成

図表4の主要国の所得のジニ係数を比較してみると、主要国の中で、中国の格差水準は米国に続いて2番目に大きいことが分かる。世界銀行のデータは一般的に所得再配分後のジニ係数である。福祉国家のスウェーデンとデンマークのジニ係数は0.3以下である。米国のジニ係数は0.411と、社会安定に影響を与える警戒ラインとされる0.4を超えている。世界銀行の統計では、2016年の中国ジニ係数は0.385であったが、中国国家统计局が発表したデータでは0.465とかなりの高水準となった。

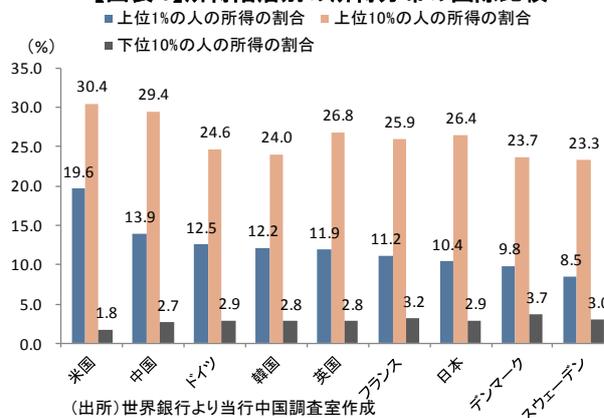
【図表4】ジニ係数の国際比較(2016年)



(出所) 世界銀行より当行中国調査室作成

(注) 日本は2013年のデータである。

【図表5】所得階層別の所得分布の国際比較



(出所) 世界銀行より当行中国調査室作成

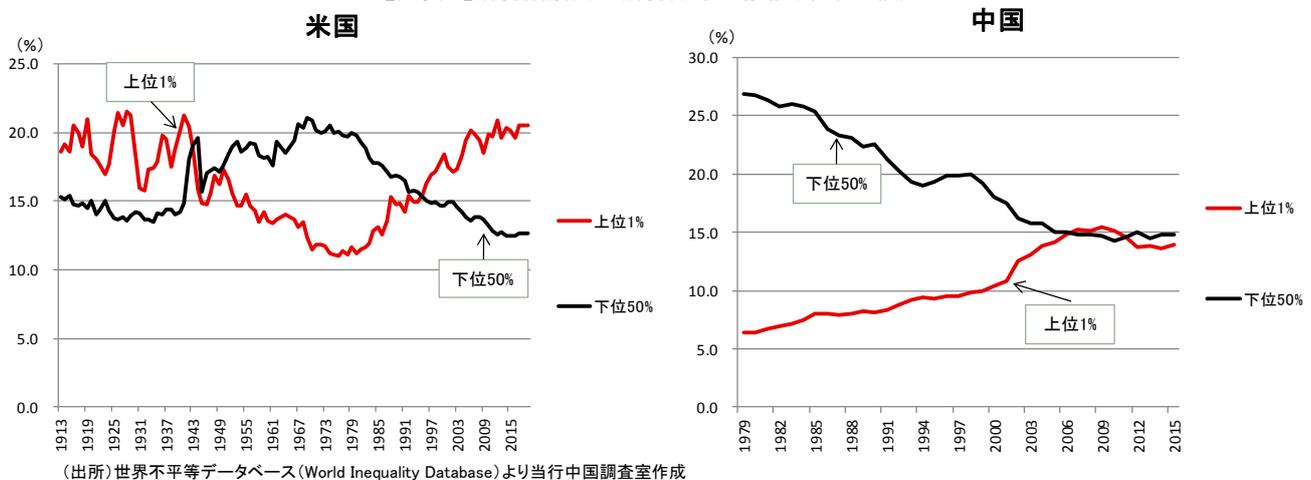
(注) 中国は2015年のデータで、日本は2013年のデータである。

上位1%の人の所得総額が国民所得全体に占める割合を見ると、米国の割合は19.6%と圧倒的に高い

(図表5)。それに対し、下位10%の人の所得は全体に占める割合はわずか1.8%である。中国は米国ほどではないが、上位1%の人の所得の割合は13.9%であり、ドイツや韓国、日本などの先進国の割合を超えている。中国における上位10%の人の所得の割合は29.4%と2位に高く、3位の英国の26.8%を2.6ポイントも上回った。

中米の階層別所得分布の推移を比較すると、1980年以降、上位所得層の所得が全体に占める割合は両国とも上昇していることが確認できる。米国の上位1%の人の所得の割合は下位50%の人を上回っており、所得格差が大幅に拡大したことが確認できる。中国の場合、1979年の改革開放以降、下位50%の人の所得が占める割合は1979年の26.5%から2015年の14.8%まで縮小した。2015年に、下位50%階層の所得は上位1%階層の所得の割合と同水準となった。全体的にみると、中国の所得格差は米国ほど拡大していないものの、所得構造に不均衡があることを否めない。

【図表6】所得階層別の所得分布の推移(中米比較)

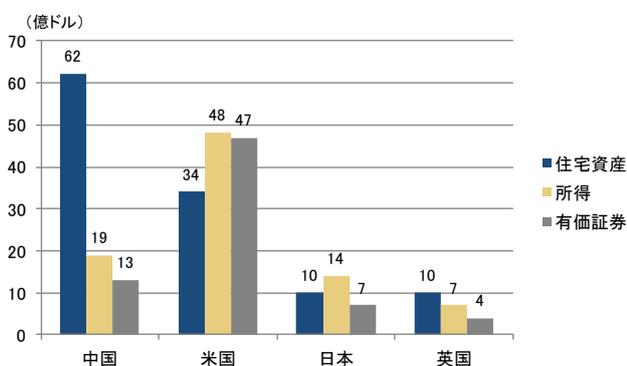


(出所)世界不平等データベース(World Inequality Database)より当行中国調査室作成

資産格差

中国の高速発展の中で、民用住宅の市場化とインフラ建設の促進に伴い、不動産価格が上昇し続けている。住宅が資産としての属性が強まっており、資産価格の上昇によるキャピタル・ゲインが国民所得における割合が上昇し続けている。その結果、資産を持つ者と資産を持たざる者との格差はますます顕著化している。世界経済フォーラムのデータによると、2019年、家計資産構成における住宅資産の割合は中国が圧倒的に高い。中国家計の資産総額は94億ドルであり、そのうち、住宅資産は62億ドル、所得は19億ドル、有価証券は13億ドルとなっており、資産の分布は顕著に住宅資産に偏っている。

【図表7】国民所有資産の構造分布



(出所)世界経済フォーラム、ゴールドマン・サックスより当行中国調査室作成

【図表8】中国の純資産階層別の所有資産の分布

純資産階級別分類		平均資産 (万元)	全体に占める 割合
0~20%	第I階級	33.6	2.3%
20%~40%	第II階級	84.1	5.8%
40%~60%	第III階級	142.8	9.9%
60%~80%	第IV階級	252.0	17.4%
80%~90%	第V階級	448.1	15.5%
90%~99%	第VI階級	1025.7	31.9%
99%~100%	第VII階級	4939.5	17.1%

(出所)中国人民銀行「2019年中国都市住民家庭資産負債」より当行中国調査室作成

中国機関紙の経済日報社による「中国家庭財富調査報告2019」では、2018年末時点で、中国において住宅資産が家計総資産に占める割合は都市住民が71.4%、農村住民は52.3%となった。一人当たり資産額の

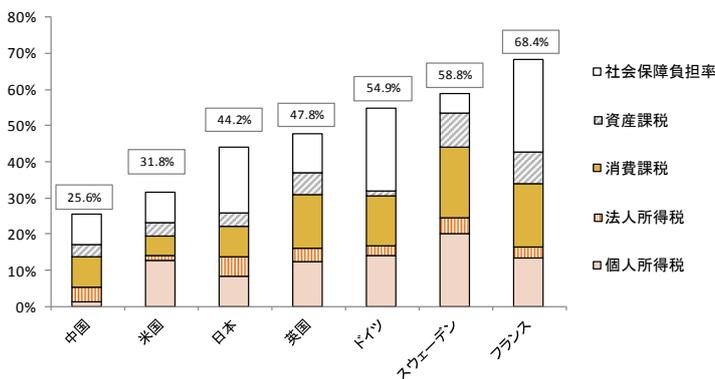
増加に対して、住宅資産の貢献率は91%に達した。農村部の住宅市場はまだ市場化されておらず、農村住宅は商品としての価値は都市部より低いため、住宅価格上昇によるキャピタル・ゲインも少ない。この住宅取引制度の差異は都市部と農村部の家計資産格差を拡大させている。都市部に絞って見た場合では、中国人民銀行が発表した「2019年中国都市住民家庭資産負債」では、家計純資産の上位1%の人が所有する資産が全体に占める割合は17.1%に達した。所得上位1%の所得総額は全体に占める割合は13.9%であったが、資産ベースでの格差は所得ベースよりも大きいことが分かる。

Ⅲ. 共同富裕には格差是正が必要：第二次分配制度(所得再分配制度)が中心

中国の所得分配制度は主に「第一次分配(初次分配)、第二次分配(再分配)、第三次分配」という3つの部分に分けられている。「第一次分配」は市場メカニズムによる分配であり、企業の生み出した付加価値のうち労働者の所得へ回された分の「労働分配率」で図られる¹。「第二次分配」は所得再分配とも呼ばれており、税制や社会保障制度などの政府権力による分配である。「第三次分配」は寄付や慈善事業による分配を指しており、これは社会倫理・道徳に関連し、所得分配においては補足的であり、強制的ではない。

中国だけでなく、ほかの国においても、格差是正の主な制度は税制と社会保障制度による「第二次分配」によるところが最も大きい。たとえば、日本の場合、2017年の当初所得のジニ係数は0.559に達したが、所得再分配制度の調整を通じて、再分配所得のジニ係数は0.372まで低下した。税と社会保障の国民負担率(対国民所得比)の国際比較を見ると、中国の国民負担率は25.6%と最も低かった。一方、ドイツ、スウェーデン、フランスなどの国では、国民負担率は50%を超えている。中国の所得再分配政策は改善される余地がある。

【図表9】国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較(2018年)



(出所)日本財務省、中国財務部、中国人民的資源と社会保障部より当行中国調査室作成
(注)中国について、消費課税は消費税と増徴税を合わせて計算する。資産課税は個人所得税、法人所得税、消費課税を除いた金額である。

【図表10】税収構造の国際比較(2018年)

	個人所得税	法人所得税	消費課税	資産課税
米国	54.7%	5.4%	23.5%	16.4%
中国*	8.9%	22.6%	49.0%	19.6%
ドイツ	43.7%	8.9%	43.0%	4.4%
韓国	24.7%	21.1%	35.2%	19.0%
英国	33.8%	9.9%	40.4%	16.0%
フランス	31.6%	7.0%	40.9%	20.5%
日本	31.9%	21.5%	32.6%	13.9%
デンマーク	55.5%	6.6%	33.1%	4.8%
スウェーデン	37.6%	8.3%	36.4%	17.7%

(出所)日本財務省、中国財務部、中国人民的資源と社会保障部より当行中国調査室作成
(注)中国について、消費課税は消費税と増徴税を合わせて計算する。資産課税は個人所得税、法人所得税、消費課税を除いた金額である。

税制に集中して見ると、中国の税収における消費課税の割合は49.0%と主要国の中で最も高いが、個人所得税の割合はわずか8.9%とほかの国を大きく下回った。しかも、消費課税の8割は増徴税であるが、所得の少ない人ほど負担が多くなるという問題がある。OECDの統計では、資産課税が富裕税、不動産税(固定資産税等)、相続税や贈与税、流通課税(有価証券取引税、取引所税、不動産取得税、印紙収入等)によって構成される。中国では、不動産取引関連の課税は不動産税、都市土地使用税、土地増徴税、契約税、耕地占用税はあるが、税収全体の11.4%を占めた(図表では資産課税に算入)。不動産税制は、2011年に上海と重慶に試験的に導入されたが、その金額規模はまだ小さい。2021年10月23日、中国政府は固定資産

¹ 中国の労働分配率の国際比較について、経済週報第490号「中国の国内大循環に向けて所得再分配体制改革が必要～都市・農村二元化体制に注目」をご参考ください。
(https://reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info001/info001_20210222_001.pdf)

税としての不動産税を一部都市で導入すると発表したが、これは格差是正の一環と見られる。さらに、累進課税の代表である個人所得税について、中国政府は控除額を 3,500 元から 5,000 元へ引き上げる等の改革を行った。一方、中国では、富裕層に影響が大きいとされる相続税や贈与税はまだ立法されていない。

国際比較により、中国における所得格差と資産格差は無視できないほど拡大している中、税制と社会保障制度の不足はますます深刻化していることが分かる。中国政府はこの問題を強く意識し、格差是正のために、他の国の経験を参考にしながら、税制の改革を積極的に進めている。「共同富裕」を実現するための重点は所得再分配制度の改革にある。

中国政府は「共同富裕」の関連で「第三次分配」を提唱したことが注目されているが、「第三次分配」は補足的な措置という位置づけに変わりはない。中国慈善連合会が発表した「2019 年度中国慈善贈与・援助報告」によると、2019年に、中国が国内外において贈与された資金と物資は合計 1,701 億元で、GDP の 0.17% を占めた。それに対し、米国の慈善寄付金は 1990 年の 1,330 億ドルから 2019 年の 4,496 億ドルまで増加し、GDP の 2% 前後を占めた。中国の慈善事業の規模はまだ小さく、格差是正への効果はまだ弱い。中国は 2016 年 3 月に「慈善法」(2016 年 9 月発効)を公布し、慈善関連の法律体制の構築を行っている。

格差拡大、貧富の差は中国だけでなく、世界共通の問題でもある。国際連合は 2015 年 9 月のサミットで、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」(SDGs)を採択し、2030 年までに達成すべき 17 目標を掲げた。その中で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」が含まれており、「共同富裕」の主旨に合致するところもある。これを受け、企業は社会的責任への取り組みにおいて、SDGs を新たな枠組みとして起用している。中国の「共同富裕」の推進を世界的な SDGs を達成するための一環であり、企業の社会的責任という視点から理解することもできる。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザー一部 中国調査室
于瑛琪

プロフェッショナル解説(税務会計)

都市維持建設税法の施行に伴う留意点の解説

◆ 概要

2020年8月11日、第13回人民代表大会常務委員会第21次会議により「中華人民共和国都市維持建設税法」(以下、「都市維持建設税法」)が可決された。都市維持建設税法は、2021年9月1日より施行され、現行の「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(以下、「暫定条例」)に取って代わった。

また、2021年8月末、「財政部・国家税務総局の都市維持建設税の課税標準の確定弁法等事項に関する公告」(財政部・国家税務総局公告[2021]28号、以下、「28号公告」)と「国家税務総局の都市維持建設税の徴収管理関係事項に関する公告」(国家税務総局公告[2021]26号、以下、「26号公告」)が正式に公布され、都市維持建設税及び教育費付加、地方教育費付加の課税標準と徴収管理等が規定されたことで、一部の未解決となっていた問題を明確にした。

今回は公告規定及び現在の徴収管理における実務上の取扱いに基づき、都市維持建設税法の正式施行後における実務上の留意点を簡単に整理し、関連する見解を読者に共有する。

◆ 詳細

実務上の留意点 1: 中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に係る都市維持建設税取扱いの明確化

現行の暫定条例下の取扱い

都市維持建設税は、納税者が法により実際に納付する増値税、消費税の税額を課税標準とする。

財稅字[1985]69号通達第3条では、税関が輸入製品に対し代理徴収する産品税及び増値税については、都市維持建設税を徴収しないことが明確に規定されていた。一方、労務・サービス・無形資産の中国国内への輸入について、現行の暫定条例では、都市維持建設税を徴収しない旨の明確な規定はなかった。実務上、中国国内の購入者は通常、中国国外への対価支払い時に中国国外企業及び個人のために増値税を源泉徴収し、且つ同時に都市維持建設税等の付加費も源泉徴収している。

都市維持建設税法の規定

都市維持建設税法第3条では、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額に対し、都市維持建設税を徴収しないと規定されている。同時に、第8条では、都市維持建設税の源泉徴収義務者は、増値税及び消費税の源泉徴収義務を負う企業と個人であり、増値税及び消費税を源泉徴収する際に都市維持建設税も源泉徴収するものと規定されている。これらの規定より、中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して、中国国内購入者が増値税の源泉徴収と同時に、都市維持建設税の源泉徴収も行う義務があると解釈される余地もあると考えることができる。このように、都市維持建設税法の中で矛盾が生じるような記載が見受けられた。

26号公告及び28号公告規定の公布

都市維持建設税法の補足として、28号公告第1条では、都市維持建設税の課税標準である実際に納付する増値税及び消費税の税額とは、納税者が増値税及び消費税関係法律規定と税収政策に基づき、計算し納付しなければならない増値税及び消費税の税額(輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国

内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額を除く)を指すことが明確にされた。

同時に、26号公告でも、増値税の源泉徴収と同時に納付される都市維持建設税のうち、中国国外企業と個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して源泉徴収される増値税のケースは含まれないと言及された。

以上より、都市維持建設税法の施行後、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税(該当する場合のみ)については一律、都市維持建設税を納付する必要がなくなる。

なお、都市維持建設税法第3条に規定されている都市維持建設税の非課税対象には、中国国外企業及び個人による中国国内での不動産販売が含まれていない。増値税関係法規に照らし合わせると、中国国外企業及び個人が中国国内における不動産を販売する場合、引き続き増値税及び都市維持建設税等の付加費を納付する必要がある点は留意いただきたい。

実務上の留意点 2: 免除及び控除税額に対する都市維持建設税徴収の明確化

免除及び控除増値税額が都市維持建設税の課税標準であるか否かについて、国家税務総局から過去に公布された生産型輸出企業に対する財税[2005]25号通達(以下、「25号通達」)では、国家税務局の正式な審査を経た当期の免除及び控除増値税額を都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加の課税範囲に含め、各々の規定の料率により都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加を徴収することが規定されていた。そのため、生産型輸出企業は従来、25号通達により都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加を徴収をしていたが、クロスボーダーサービス等のその他企業の免除及び控除税額を都市維持建設税の課税標準に含めるか否かについては、関係法律規定では従来、明文化されていなかった。現在、各地における実務上の取扱いは統一されていない。

一方、28号公告第1条では、都市維持建設税法の施行後、増値税の免除及び控除税額に対し都市維持建設税を徴収しなければならないことが明文化された。

「法により実際に納付する増値税及び消費税の税額とは、納税者が増値税及び消費税関係法律規定と税收政策に基づき、計算し納付しなければならない増値税及び消費税の税額(輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に際して納付する増値税及び消費税の税額を除く)に、増値税の免除及び控除税額を加えた上、直接減免された増値税及び消費税の税額と期末留保税額のうち還付された増値税額を控除した後の金額を指す。」

そのため、都市維持建設税法及び28号公告の施行(即ち、2021年9月1日)後、一部の省及び市における都市維持建設税の課税標準は変更される可能性がある。

なお、26号公告第3条でも、免除及び控除増値税額に対する都市維持建設税の納税義務発生時期が以下のように規定されている。

「増値税の免除及び控除税額に対し徴収する都市維持建設税について、納税者は税務機関が免除及び控除税額を承認した後の次の納税申告期間内に主管税務機関に対し申告納付しなければならない。」

現在の実務上、増値税の免除及び控除税額に対し都市維持建設税を徴収している省及び市では、企業による申告の時期に対し異なる要求をしている。一部の省及び市では、納税者が増値税の免除及び控除税額を申告した当月に都市維持建設税と教育費付加、地方教育費付加の申告を要求しているが、他の一部の省及び市では、翌月の申告を要求している。2021年9月1日以降、一部の企業では、免除及び控除税額に対する都市維持建設税の申告時期が変更される可能性がある。

実務上の留意点 3: 教育費付加、地方教育費付加の課税標準が都市維持建設税と一致することの明確化

都市維持建設税と同様に、教育費付加、地方教育費付加も納税者が実際に納付する増値税及び消費税の税額を課税標準とする。しかし、都市維持建設税法の公布後、「教育費付加を徴収する暫定規定」は都市

維持建設税の課税標準の変更に伴う改正が未だ行われていなかった。都市維持建設税法の施行後、上記の実務上の留意点1と2に述べている都市維持建設税の政策変更が、教育費付加、地方教育費付加の課税標準にも影響を及ぼすことが明確にされた。

28号公告では、「教育費付加、地方教育費付加の課税標準は、都市維持建設税の課税標準と一致する」と徴収規定が明文化された。即ち、輸入貨物または中国国外企業及び個人による中国国内への労務・サービス・無形資産の販売に対し都市維持建設税を徴収しないと同時に、教育費付加、地方教育費付加も徴収しないが、増値税の免除及び控除税額に対しては都市維持建設税を徴収すると同時に、教育費付加、地方教育費付加も徴収する必要がある。このような課税関係は、現行の増値税申告システムにおける取扱いと合致している。

実務上の留意点 4: 都市維持建設税の適用税率の変更

現行の暫定条例と都市維持建設税法に基づき、都市維持建設税の税率は、納税者所在地によりそれぞれ1%、5%または7%として規定される。納税者所在地とは、納税者の住所地または納税者の生産経営活動に関係するその他住所を指し、具体的な住所は省、自治区、直轄市により定義される。

一部の省及び市は、納税者所在地を如何に定義するかをさらに明確にするため、地方独自の規定を公布もしくは起案している。都市維持建設税法及び地方規定によれば、納税者所在地に変更が生じた場合、もしくは納税者所在地の行政区画に変更が生じた場合、都市維持建設税の適用税率も対応して変更される。企業においては、現地の都市維持建設税率の変更可能性及び税負担への影響に留意する必要がある。

❖ 具体的な計算例

中国に所在する日系企業で特に製造業を営む場合、日本本社へロイヤルティに関する海外送金が発生するケースが多い。これに関して、例えば都市維持建設税法の施行前については、税抜価格10,000元のロイヤルティを送金する場合に、日本本社が税金を負担することを前提として、増値税(税率6%)として600元を源泉徴収する必要があるが、その増値税を課税標準として算定した72元の都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加(税率を増値税の12%として試算)を源泉徴収していた。ただし、都市維持建設税法の施行後は、この都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加の源泉徴収義務がなくなり、結果として税金コストが低減されることとなる。

なお、一部地域において都市維持建設税の税率が変更されている(例えば、上海自由貿易区の都市維持建設税の税率は以前の1%から5%まで上昇している)ため、都市維持建設税の税率については最新のものを確認したうえ、影響を精査する必要がある点について留意いただきたい。

❖ 要点

都市維持建設税法の施行に伴い、企業は、都市維持建設税法の正式施行後にもたらされる可能性のある実務上の変化に注目する必要がある。PwCは、企業が税務機関と事前にコミュニケーションを取り、地方における実務上の取扱いを確認することを提案する。なお、都市維持建設税は増値税及び消費税の税額を課税標準とすることに照らし、増値税及び消費税の立法が「国務院2021年度立法活動計画」に含まれていることもあり、今後の増値税及び消費税の関係規定及び徴収管理が、都市維持建設税にも影響を与えらる。企業においては、その状況に引き続き注目し、影響額を計算し、業務モデルを設計し、且つ適時に税務専門家からの協力を求めることを推奨する。

執筆者の顔写真

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企業事業开发部(JBD)

PwC はロンドンを本拠地とし、世界 150 国以上に約 750 拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利は PwC オーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009 年より PwC 中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後 2011 年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。さらに 2011 年以降は、日本ビジネスマーケットリーダーとして新たに華北地域(北京、天津、大連、青島など)も担当する。中国で事業を拡大する日系企業に対して、監査、内部監査、税務に関するコンサルティング業務を提供している。

2017 年 7 月から中国本土並びに香港の日本企業部統括代表パートナーに就任。台湾事務所と日本企業部のコラボレーションリーダーにも任命されている。

現在、中国市場の持続的な拡大や、一帯一路政策に代表される中国政府による対外投資の積極的な促進等、中国経済のダイナミックな発展が急速に進む中、日本企業部統括代表パートナーとして、将来のリーダーとなる人材の育成サポート(You Plus)や、中国成長戦略の策定・実行サポート(Path to Profit)、更には中国政府による重点成長戦略と企業・人材の連携サポート(Integrated Urban Strategy)等、One Firm Service (OFS)の推進に精力的に取り組んでいる。



規制動向(2021.10.18~10.22)

I. 中国共産党中央委員会、国務院 カーボンピークアウト、カーボンニュートラルを完全かつ正確に実施するための指導意見

番号:中発 [2021] 36号

発表日:2021年10月24日

この指導意見は、去年カーボンニュートラル実現目標が設定されて以来、初めて公布された中国全体での推進を牽引するような指導意見である(中国共産党中央委員会の通達)。本意見は、次の5つの主要な目標が記載されている。

1. グリーン低炭素循環型経済システムの構築。例えば、エネルギー消費強度と総量のダブルコントロールを継続的に強化し、「両高」プロジェクトの盲目的な発展を抑制し続ける。グリーン低炭素産業(例えば、バイオテクノロジー、新エネルギー、新素材、ハイエンド設備など)の発展に力を入れる。
2. エネルギー利用効率の向上。工業、建設、交通運輸などの主要分野における省エネルギー改革を継続的に深化させる。
3. 非化石エネルギー消費の割合を高める。非化石エネルギー消費の割合は2025年に約20%に達し、2030年には約25%、2060年には80%以上に増加させる。
4. CO2排出量の削減。単位GDPあたりのCO2排出量は、2025年の目標は2020年と比べ18%減少し、2030年は2005年と比べ65%以上を減少させる。
5. 生態システムのカーボンシンク能力の向上。2030年まで、森林被覆率を約25%に達成させる。

原文リンク

http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/24/content_5644613.htm

II. 商務部「第14次5カ年計画期間の外資利用に関する発展計画」の発表に関する通知

発表日:2021年10月22日

第14次5カ年計画(2021~2025年)期間の外資利用に関する発展計画を発表した。外資による中国への期間中の直接投資(FDI、金融分野を除く)は前期(16~20年)比微増の7,000億米ドル(約79兆4,000億円)を目標とする。

ハイテク分野における外国投資プロジェクトの誘致に重点を置き、省エネルギー、環境保護、グリーンサービスに積極的に投資させ、新型インフラ建設に参加させるように外資企業を誘致する。ミドルエンドとハイエンド製造、ハイテク分野への外国投資の拡大を支援し、外資企業のグローバル・区域性地域本部、研究開発センターの設立を支援すると発表した。

原文リンク

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-10/22/content_5644286.htm

Ⅲ. 国家発展委員会などの部門 エネルギー効率の厳しい制約と、重点産業における省エネルギーと炭素削減の推進に関する意見

番号:発改産業[2021]1465号

発表日:2021年10月19日

カーボンピークアウトの目標を予定通り達成させるために、以下の意見を出した。

1. 主要重点産業における省エネルギー・炭素削減を段階的に実施し、秩序がある方法で推進する。鉄鋼、電解アルミニウム、セメント、板ガラス、精製油、エチレン、合成アンモニア、ベークライトなどの産業から実施する。産業別で具体的な行動計画を策定し、省エネルギーと炭素削減の主要目標及び優先事項を明確にする。上記の産業が段階的な成果を挙げた後、状況に応じて、次の対象産業を選定する。

2. 2025年までに、上記重点産業の生産能力の30%以上を基準レベルに到達させる。重点産業のエネルギー利用効率基準を明確にする。各産業の実情と発展状況に基づき、エネルギー効率基準レベルを合理的に設定する。基準レベルに達していない企業を指導し、アップグレードさせる。

3. 技術改造企業リストを作成し、技術改造実施計画を策定し、推進手順、改造期間、目標等を明確にする。

4. 低効率生産能力の撤退を順番的に導く。

原文リンク

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-10/22/content_5644224.htm

Ⅳ. 商務部など24部門「第14次5カ年計画中、サービス貿易開発計画」の発表に関する通知

発表日:2021年10月19日

「計画」の主要内容は以下の通り。

1. 外資の参入に関するネガティブリストをさらに縮小し、通信、インターネット、教育、文化、医療などの分野での事業の開放を推進する。

2. クロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを全国的に推進する。

3. サービス貿易企業の事業発展のためのニーズに合わせ、外貨収支管理措置をさらに最適化し、外国人材が中国において起業しやすい環境を整える

4. 省エネルギー、炭素削減、環境保護、エコガバナンスに関する技術、サービスの輸入を奨励する。グリーンエネルギー、省エネルギーに関する技術の輸出を奨励する。

5. 先進国とのサービス貿易協力を拡大する。工業設計、技術サービス、省エネルギー・環境保護、医療・健康、輸送、観光、文化などの分野で日本、韓国やシンガポールとの協力を深める。研究開発設計、省エネルギー・環境保護、環境サービス、観光、文化、技術貿易などの分野で米国、EU及びその加盟国、英国との協力を強化する。

原文リンク

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcfwmy/202110/20211003209143.shtml>

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年10月)

■ MUFG BK 中国月報 2021年10月号(第188号)

- 2021年上半期の経済情勢と2022年秋の第20回党大会に向けて動き始めた中国

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/121100101.pdf>

- トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス No.11 2021

- 香港 2021年施政方針を発表

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1392_ext_02_0.pdf

- アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。